



# 三重県公報

令和8年4月3日 (金)

第 707 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
229	三岐薬剤師国民健康保険組合の解散	(医務・国保課)	3
230	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(家庭福祉・施設整備課)	3
231	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	3
232	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(森林・林業経営課)	4
233	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	4
234	同伴	(同)	5
235	同伴	(同)	5
236	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	5
237	三重県資源管理方針の変更	(水産資源課)	7
238	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	9
239	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	(建設業課)	10
240	三重県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示	(港湾・海岸課)	11
241	同伴	(同)	11
242	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	(出納局)	12
243	放置違反金の収納事務委託に係る告示	(警察本部)	12
244	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(同)	13
<b>選 管 告 示</b>			
22	衆議院小選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	13
<b>公 安 委 告 示</b>			
9	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	(公安委員会)	34
10	少年指導委員の委嘱	(同)	34
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税込確保課)	35
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	35
	同伴	(同)	35
	同伴	(同)	35
	同伴	(同)	36
	同伴	(同)	36
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	36
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	36
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	37
	同伴	(同)	37

公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 ) 37
同件	( 同 ) 37
同件	( 同 ) 37
同件	( 同 ) 37
同件	( 同 ) 38
都市計画の図書の写しの縦覧	( 都 市 政 策 課 ) 38
同件	( 同 ) 38
同件	( 同 ) 38
同件	( 同 ) 39
同件	( 同 ) 39
同件	( 同 ) 39
県営住宅の入居希望者の募集	( 住 宅 政 策 課 ) 39
市街地再開発組合からの理事長の氏名及び住所の届出	( 同 ) 41
<b>特 定 調 達 公 告</b>	
落札者を決定した旨	( 技 術 管 理 課 ) 41
同件	( 教 育 委 員 会 ) 42
同件	( 同 ) 42

**告 示**

**三重県告示第 229 号**

三岐薬剤師国民健康保険組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 32 条第 1 項第 1 号の理由により、令和 8 年 3 月 31 日に解散したため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県告示第 230 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社 三重空調  
三重県津市半田 588 番地 1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
三重県社会福祉会館会議室に係る賃貸料の徴収事務
- 3 指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日  
令和 8 年 2 月 13 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 231 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしたため、同条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成 18 年 3 月 28 日 第 51 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社ライスハウスいとう	代表取締役 伊藤 智哉	三重県桑名市大字星川 924 番地

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
国内産農産物（玄米）
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域  
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
伊藤 智哉	玄米	K242005577

- 7 登録の更新日  
令和 8 年 3 月 24 日

**三重県告示第 232 号**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地及び指定をした日

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
三重県森林組合連合会	三重県津市桜橋一丁目 104 番地	令和 7 年 3 月 19 日
鈴鹿森林組合	三重県亀山市加太板屋 4622 番地 1	令和 7 年 3 月 19 日
中勢森林組合	三重県津市白山町南家城 915 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日
松阪飯南森林組合	三重県松阪市飯南町粥見 5725 番地の 3	令和 7 年 3 月 19 日
宮川森林組合	三重県多気郡大台町江馬 316 番地	令和 7 年 3 月 19 日
いせしま森林組合	三重県度会郡度会町大野木 2756 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日
大紀森林組合	三重県度会郡大紀町崎 239 番地の 2	令和 7 年 3 月 19 日
伊賀森林組合	三重県伊賀市ゆめが丘 7 丁目 7 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日
森林組合おわせ	三重県北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地	令和 7 年 3 月 19 日
三重くまの森林組合	三重県熊野市久生屋町 1293 番地 2	令和 7 年 3 月 19 日
三重県木材協同組合連合会	三重県津市桜橋一丁目 104 番地	令和 7 年 3 月 19 日
美杉木材協同組合	三重県津市美杉町下多気 11-1 小林製材所内	令和 7 年 3 月 19 日
松阪地区木材協同組合	三重県松阪市木の郷町 18 番地	令和 7 年 3 月 19 日
ウッドピア松阪協同組合	三重県松阪市木の郷町 1 番地	令和 7 年 3 月 19 日
三瀬谷地区木材協同組合	三重県多気郡大台町下三瀬 528 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日
尾鷲木材協同組合	三重県尾鷲市古戸町 7 番 26 号	令和 7 年 3 月 19 日
熊野木材協同組合	三重県熊野市井戸町 349 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日

2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

林業・木材産業改善資金貸付事業に伴う償還金の収納、貸付金の支出

3 委託をした日

令和 8 年 3 月 27 日

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 233 号**

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、多気郡大台町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 234 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
度会郡度会町・度会郡大紀町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 235 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 236 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

## 第1

- 1 通知することができない者の氏名  
山内 英吾
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
亀山市関町沓掛字東鞍骨 738 の 1、738 の 2、742 の 1
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第2

- 1 通知することができない者の氏名  
清水 優
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
亀山市加太板屋字瀬戸ヶ澤 4888、4891
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第3

- 1 通知することができない者の氏名  
村田 教子
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
亀山市加太板屋字瀬戸ヶ澤 4890
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 237 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 8 項の規定により、三重県資源管理方針（令和 2 年三重県告示第 836 号）を令和 8 年 3 月 24 日付けで変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更した。

変 更 後	変 更 前
第 1～第 8 （略） （別紙 1-1）・（別紙 1-2） （略） （別紙 1-3） 第 1・第 2 （略） 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近 3 カ年の漁獲実績に応じ、あるいはその他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、 <u>管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（以下「追加配分量」という。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の 8 割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。</u>	第 1～第 8 （略） （別紙 1-1）・（別紙 1-2） （略） （別紙 1-3） 第 1・第 2 （略） 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近 3 カ年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、 <u>農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理期間の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加で配分された数量を按分することとする。このとき、三重県まいわし中型まき網漁業区分及び三重県まいわし機船船びき網漁業区分への按分のうち 100 未満の端数は切り捨てるものとする。</u>
第 4 （略） 第 5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> 法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 8 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 （別紙 1-4） （略） （別紙 1-5）	第 4 （略） （別紙 1-4） （略） （別紙 1-5）
第 1～第 4 （略） 第 5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> 法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。	第 1～第 4 （略）

<p>(別紙 1-6)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p><u>陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。) は算入しない。)</u></p> <p>2 三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p><u>陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)</u></p> <p>第 3 (略)</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>法第 26 条第 2 項の規定に基づく特別管理特定水産資源について</u></p> <p><u>くろまぐろ (大型魚) は法第 26 条第 2 項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。</u></p> <p>第 5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u></p> <p><u>法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</u></p> <p>(別紙 1-7)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p>	<p>(別紙 1-6)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)</u></p> <p><u>陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</u></p> <p>② <u>知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</u></p> <p><u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)</u></p> <p><u>陸揚げした日から 3 日以内</u></p> <p>2 三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)</u></p> <p><u>陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</u></p> <p>② <u>知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</u></p> <p><u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)</u></p> <p><u>陸揚げした日から 3 日以内</u></p> <p>第 3 (略)</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>該当なし</u></p> <p>(別紙 1-7)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p>
--	---

<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近3カ年の漁獲実績に応じ、あるいは<u>その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（以下「追加配分量」という。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まさば及びごまさばの回遊状況等を踏まえ、三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。</u></p>	<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近3カ年の漁獲実績に応じ、<u>その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理期間の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加で配分された数量を按分することとする。このとき、三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業区分への按分のうち100未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p>
<p>第4 (略)</p>	<p>第4 (略)</p>
<p>第5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u></p> <p><u>法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</u></p> <p>(別紙1-8)・(別紙1-9) (略)</p> <p>(別紙2-1) (略)</p> <p>(別紙3-1)～(別紙3-13) (略)</p> <p>(別紙3-14) <u>削除</u></p> <p>(別紙3-15)～(別紙3-18) (略)</p>	<p>(別紙1-8)・(別紙1-9) (略)</p> <p>(別紙2-1) (略)</p> <p>(別紙3-1)～(別紙3-13) (略)</p> <p>(別紙3-15)～(別紙3-18) (略)</p>

三重県告示第238号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン津ショッピングセンター  
津市桜橋三丁目446番地
- 2 津市から聴取した意見
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
来店経路図に、令和7年に完了した大谷踏切拡幅工事に伴う交通の変化が反映されていない。地域から、大谷踏切を利用する車が増加しており、栄町四交差点から建設予定地へ向かう市道（栄町第25号線）利用車の増加に伴う混雑を危惧する声が上がっている。
  - (2) その他の事項  
造成等の開発行為を行う場合は、開発許可が必要となるため、都市計画部開発指導室と協議を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年4月3日から同年5月7日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第239号**

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第4条第1項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札時点において有効な三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号。以下「規則」といいます。)第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に登載されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

## 1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第4号に規定する建設工事に係る特定役務の調達契約(以下「特定調達契約」といいます。)

## 2 競争入札参加者の資格

入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(審査基準日が入札参加資格審査申請日の1年7月前の日以後で最新のものに限り)を受けていること。
- (5) 入札(見積)、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。

## 3 申請の時期及び時間

随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとします。

## 4 提出書類

規則第4条第2項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

## (1) 法人の場合

- ア 登記事項証明書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)
- イ 納税証明書及び納税確認書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)
- ウ 建設業許可証明書(写し可)
- エ 建設業許可申請時に提出した営業所一覧表(委任先がある場合)
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(申請時において有効期限内で最新のものに限り)。(写し可)
- カ 印鑑証明書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)
- キ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ク 業態調書(新規・変更)
- ケ その他知事が必要と認めた書類

## (2) 個人の場合

- ア 身分証明書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)
- イ 納税証明書及び納税確認書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)
- ウ 建設業許可証明書(写し可)
- エ 建設業許可申請時に提出した営業所一覧表(委任先がある場合)
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(申請時において有効期限内で最新のものに限り)。(写し可)
- カ 印鑑(登録)証明書(申請日以前3月以内に発行したものに限り)。(写し可)

- キ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ク 業態調書（新規・変更）
- ケ その他知事が必要と認めた書類
- 5 受付場所  
〒514-8570  
津市広明町 13 番地  
三重県県土整備部建設業課  
電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290
- 6 提出方法  
持参によります。
- 7 申請書等の作成に用いる言語  
申請書は、日本語で作成してください。  
なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。
- 8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続
  - (1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間  
入札参加資格認定の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
  - (2) 変更の届出  
規則第 5 条の規定によります。
  - (3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続  
更新手続はありません。
- 9 申請者への資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

**三重県告示第 240 号**

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に基づき、三重県が管理する港湾施設の概要（平成 13 年三重県告示第 422 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

尾鷲港(3)係留施設の表中

「

さん橋	古里さん橋	-3.0	76	1.9	C-4-1~C-4-2	を
	古里さん橋	-3.0	58	3.6	C-4-3~C-4-4	
	第 2 さん橋	-4.5	114	10.0	C-4-5~C-4-6	
浮さん橋	第 3 岸壁浮さん橋	-3.0	10	7.5	C-5-1	」

「

さん橋	古里さん橋	-3.0	76	1.9	C-4-1~C-4-2	に
	古里さん橋	-3.0	58	3.6	C-4-3~C-4-4	
	第 2 さん橋	-4.5	114	10.0	C-4-5~C-4-6	

」

改める。

**三重県告示第 241 号**

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に基づき、三重県が管理する港湾施設の概要（平成 13 年三重県告示第 422 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

津松阪港（津港区）(3)係留施設の表中

「

物揚場	江戸橋物揚場	-2.0	73	8.0	C-6-1
	新堀物揚場	-3.0	345	2.0~16.9	C-6-2~C-6-6
	新堀物揚場 1 号	-2.0	89	13.1	C-6-7
	五主物揚場	±0.0	46	4.0	C-6-9
	五主物揚場	-1.0	69	2.2	C-6-10
	阿漕浦物揚場	-1.0	113	8.0	C-6-11

を

「

物揚場	江戸橋物揚場	-2.0	73	8.0	C-6-1
	新堀物揚場	-3.0	345	2.0~16.9	C-6-2~C-6-6
	新堀物揚場 1 号	-2.0	89	15.1	C-6-7
	五主物揚場	±0.0	46	4.0	C-6-9
	五主物揚場	-1.0	69	2.2	C-6-10
	阿漕浦物揚場	-1.0	113	8.0	C-6-11

」

に

改める。

**三重県告示第 242 号**

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第4条第1項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務
- 2 入札参加に必要な資格  
入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。
  - (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (3) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
  - (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
  - (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - (6) 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。
- 3 入札参加申請の方法  
入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。
- 4 資格の有効期間  
参加を申請した入札のみ有効とします。
- 5 資格の有効期間の更新手続  
更新手続は、ありません。

**三重県告示第 243 号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び指定をした日

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
-----	-------------	--------

PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和7年3月11日
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	令和8年3月5日

- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
放置違反金
- 3 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 三重県告示第244号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。  
令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地及び指定をした日

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
株式会社百五デジタルソリューションズ	三重県津市岩田21番27号	令和7年3月11日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	令和7年3月11日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	令和7年3月11日
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	令和7年3月11日
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和7年3月11日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	令和7年3月11日
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和7年3月11日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	令和7年3月11日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	令和7年3月11日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	令和7年3月11日
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	令和7年3月11日
ビルングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	令和7年3月11日
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	令和8年3月5日

- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
放置違反金(放置違反金コンビニエンスストア等収納事務)
- 3 委託をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 選 管 告 示

### 三重県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和8年4月3日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第1区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,373,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田村 憲久	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年10月1日から	第1回分
出納責任者氏名	宇野 晃				令和6年11月7日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	906,963 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,447,610
自由民主党三重県第一選挙区支部	政治団体	7,010,679 円	選挙事務所費	906,400
			集会会場費	541,210
			通信費	19,732
			交通費	1,262,127
			印刷費	1,354,237
			広告費	2,902,625
			文具費	128,470
			食糧費	118,178
			休泊費	0
			雑費	511,418
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		7,010,679	今回計	8,651,360
前回計		0	前回計	0
総計		7,010,679	総計	8,651,360

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	192,500 円
	ビラの作成	438,900 円
	ポスターの作成	712,800 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	165,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	66,000 円
	計	1,789,604 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第1区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,373,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田村 憲久	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年11月29日から	第2回分
出納責任者氏名	宇野 晃				令和6年11月29日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		0 円
		0 円	人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	127,213
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	127,213
前回計		7,010,679	前回計	8,651,360
総計		7,010,679	総計	8,778,573

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年12月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第1区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,373,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高野 和歌子	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年9月25日から	第1回分
出納責任者氏名	河内 孝治				令和6年11月7日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	790,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	219,890
立憲民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	176,000
			集会会場費	43,890
			通信費	555,500
			交通費	343,096
			印刷費	2,592,420
			広告費	2,459,199
			文具費	353,851
			食糧費	216,239
			休泊費	94,140
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		500,000		
今回計		5,500,000	今回計	7,624,335
前回計		0	前回計	0
総計		5,500,000	総計	7,624,335

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業書の作成	269,850 円
	ビラの作成	479,500 円
	ポスターの作成	1,199,360 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	200,000 円
	計	2,521,420 円

報告書受理年月日	令和6年11月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第1区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

24,373,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	出口 洋介	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	令和6年10月10日から	第1回分
出納責任者氏名	矢田崎 賢一				令和6年10月31日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	70,000
日本共産党三重県委員会	政党	412,362 円	選挙事務所費	70,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	187,100
			広告費	101,090
			文具費	0
			食糧費	22,987
			休泊費	0
			雑費	31,185
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		412,362	今回計	412,362
前回計		0	前回計	0
総計		412,362	総計	412,362

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,103,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	下野 幸助	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年10月4日から	第1回分
出納責任者氏名	長谷川 俊男				令和6年11月5日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,000,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,814,982
立憲民主党財務局	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	1,678,258
千賀 理	会社役員	30,000	集会会場費	136,724
			通信費	0
			交通費	34,436
			印刷費	3,052,684
			広告費	1,346,569
			文具費	48,189
			食糧費	312,171
			休泊費	0
			雑費	251,369
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,002,561		
今回計		6,032,561	今回計	7,860,400
前回計		0	前回計	0
総計		6,032,561	総計	7,860,400

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,211,410 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	計	2,569,373 円

報告書受理年月日	令和6年11月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,103,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	下野 幸助	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年11月6日から	第2回分
出納責任者氏名	長谷川 俊男				令和6年11月21日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	項目	金額
		0 円	人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	41,534
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	41,534
前回計		6,032,561	前回計	7,860,400
総計		6,032,561	総計	7,901,934

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,103,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川崎 秀人	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年9月30日から	第1回分
出納責任者氏名	福谷 彰範				令和6年10月28日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	71,900
自由民主党三重県第二選挙区支部 政党		5,000,000 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	71,900
			通信費	2,687,721
			交通費	21,940
			印刷費	1,980,360
			広告費	875,384
			文具費	23,740
			食糧費	60,851
			休泊費	91,600
			雑費	114,809
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		3,000,000		
今回計		8,000,000	今回計	5,928,305
前回計		0	前回計	0
総計		8,000,000	総計	5,928,305

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,211,410 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	187,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	計	2,541,969 円

報告書受理年月日	令和6年11月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,103,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川崎 秀人	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年10月29日から	第2回分
出納責任者氏名	福谷 彰範				令和7年1月8日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
		0 円	人件費	794,000 円
			家屋費	1,000,603
			選挙事務所費	1,000,603
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	556,781
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	110,775
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		500,000		
今回計		500,000	今回計	2,462,159
前回計		8,000,000	前回計	5,928,305
総計		8,500,000	総計	8,390,464

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和7年1月17日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,103,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森口 あゆみ	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	令和6年10月15日から	第1回分
出納責任者氏名	高木 修				令和6年10月26日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
日本維新の会	政党	3,000,000 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		3,000,000	今回計	0
前回計		0	前回計	0
総計		3,000,000	総計	0

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,211,410 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	計	2,569,373 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,103,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森口 あゆみ	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	令和6年10月27日から	第2回分
出納責任者氏名	高木 修				令和6年12月17日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	項目	金額
		0 円	人件費	1,920,000 円
			家屋費	576,000
			選挙事務所費	576,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	504,000
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	3,000,000
前回計		3,000,000	前回計	0
総計		3,000,000	総計	3,000,000

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年12月23日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,103,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 里香	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	令和6年10月10日から	第1回分
出納責任者氏名	谷口 茂				令和6年10月31日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	30,000
日本共産党三重県委員会	政党	304,300 円	選挙事務所費	30,000
日本共産党鈴鹿市委員会	政党	30,000	集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	233,100
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	71,200
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		334,300	今回計	334,300
前回計		0	前回計	0
総計		334,300	総計	334,300

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,253,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡田 克也	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年10月4日から	第1回分
出納責任者氏名	高崎 俊子				令和6年11月5日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	741,500 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	3,650,800
立憲民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	3,650,800
東海税理士政治連盟	政治団体	200,000	集会会場費	0
立憲民主党三重県第3区総支部	政党支部	3,800,000	通信費	3,119,028
			交通費	104,118
			印刷費	1,662,750
			広告費	1,070,935
			文具費	0
			食糧費	68,523
			休泊費	12,600
			雑費	93,868
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		9,000,000	今回計	10,524,122
前回計		0	前回計	0
総計		9,000,000	総計	10,524,122

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	461,700 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,600 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,000 円
	計	1,803,089 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,253,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡田 克也	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年11月22日から	第2回分
出納責任者氏名	高崎 俊子				令和6年11月22日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0
立憲民主党三重県第3区総支部	政党支部	26,330 円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	295,282
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	10,015
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		26,330	今回計	305,297
前回計		9,000,000	前回計	10,524,122
総計		9,026,330	総計	10,829,419

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,253,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石原 正敬	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年9月30日から	第1回分
出納責任者氏名	位田 嘉則				令和6年11月7日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	138,600 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	383,620
自由民主党三重県第三選挙区支部	政党支部	1,997,244 円	選挙事務所費	334,820
三重県医師連盟	政治団体	300,000	集会会場費	48,800
東海税理士政治連盟	政治団体	200,000	通信費	661,530
三重県宅建政治連盟	政治団体	50,000	交通費	11,850
			印刷費	1,582,900
			広告費	785,017
			文具費	112,180
			食糧費	49,357
			休泊費	0
			雑費	188,840
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		2,547,244	今回計	3,913,894
前回計		0	前回計	0
総計		2,547,244	総計	3,913,894

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	641,700 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,410,650 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,253,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石原 正敬	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年11月22日から	第2回分
出納責任者氏名	位田 嘉則				令和6年11月27日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	54,600 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	764,610
自由民主党三重県第三選挙区支部	政党支部	841,808 円	選挙事務所費	764,610
			集会会場費	0
			通信費	22,598
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	220
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		841,808	今回計	842,028
前回計		2,547,244	前回計	3,913,894
総計		3,389,052	総計	4,755,922

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月29日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第3区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,253,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤 昌志	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	令和6年10月10日から	第1回分
出納責任者氏名	小川 朋子				令和6年10月31日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	420,250 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	50,000
日本維新の会	政党	3,000,000 円	選挙事務所費	50,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	1,962,512
			広告費	1,250,388
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	81,290
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今回計		4,000,000	今回計	3,764,440
前回計		0	前回計	0
総計		4,000,000	総計	3,764,440

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,193,562 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	計	2,551,525 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,356,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 英敬	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年10月8日から	第1回分
出納責任者氏名	岡田 充晴				令和6年11月8日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	720,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	2,801,951
自由民主党三重県第四選挙区支部	政党	6,850,000 円	選挙事務所費	226,000
東海税理士政治連盟	政治団体	200,000	集会会場費	2,575,951
日本養豚振興政治連盟	政治団体	50,000	通信費	353,370
日本公認会計士政治連盟	政治団体	20,000	交通費	107,040
			印刷費	2,574,926
			広告費	739,707
			文具費	936,958
			食糧費	328,818
			休泊費	71,900
			雑費	189,266
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		11,979		
今回計		7,131,979	今回計	8,823,936
前回計		0	前回計	0
総計		7,131,979	総計	8,823,936

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,237,626 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	2,220,980 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,356,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青沼 陽一郎	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年10月8日から	第1回分
出納責任者氏名	中野 真				令和6年11月1日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,155,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,657,100
立憲民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	1,657,100
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	88,350
			印刷費	2,006,576
			広告費	1,384,963
			文具費	13,636
			食糧費	219,634
			休泊費	168,830
			雑費	173,933
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,000,000	今回計	6,868,022
前回計		0	前回計	0
総計		5,000,000	総計	6,868,022

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,237,626 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	計	2,595,589 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,356,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青沼 陽一郎	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年11月2日から	第2回分
出納責任者氏名	中野 真				令和6年11月28日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	項目	金額
		0 円	人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	13,696
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	33,324
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	47,020
前回計		5,000,000	前回計	6,868,022
総計		5,000,000	総計	6,915,042

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月29日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,356,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中川 民英	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	令和6年10月10日から	第1回分
出納責任者氏名	稲葉 哲久				令和6年10月31日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	70,000
日本共産党三重県委員会	政党	418,200 円	選挙事務所費	70,000
日本共産党南部地区委員会	政党	70,000	集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	263,200
			広告費	88,000
			文具費	0
			食糧費	25,600
			休泊費	0
			雑費	41,400
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		488,200	今回計	488,200
前回計		0	前回計	0
総計		488,200	総計	488,200

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公安委告示

三重県公安委員会告示第 9 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

- 1(1) 特定抗争指定暴力団等  
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
- (2) 変更事項  
変更前 指定の期限 令和 8 年 4 月 6 日まで  
変更後 指定の期限 令和 8 年 7 月 6 日まで
- 2(1) 特定抗争指定暴力団等  
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
- (2) 変更事項  
変更前 指定の期限 令和 8 年 4 月 6 日まで  
変更後 指定の期限 令和 8 年 7 月 6 日まで

三重県公安委員会告示第 10 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり少年指導委員を令和 8 年 4 月 1 日委嘱しました。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
古 川 清 美	桑名警察署生活安全課 電話番号 0594-24-0110	桑名警察署管轄区域
鈴 木 健 一		
七 瀧 浩 和	四日市北警察署生活安全課 電話番号 059-366-0110	四日市北警察署管轄区域
徳 永 英 司	四日市南警察署生活安全課 電話番号 059-355-0110	四日市南警察署管轄区域
向 井 靖		
河 尻 純 平	鈴鹿警察署生活安全課 電話番号 059-380-0110	鈴鹿警察署管轄区域
倉 繁 裕 子		
井 上 陽 子		
吉 村 成 人	津警察署生活安全課 電話番号 059-213-0110	津警察署管轄区域
伊 藤 博 康		
内 田 賢 樹	伊勢警察署生活安全課 電話番号 0596-20-0110	伊勢警察署管轄区域
高 橋 薫		
山 本 優		
西 山 定		
水 川 敬 善	鳥羽警察署生活安全課 電話番号 0599-25-0110	鳥羽警察署管轄区域
小 倉 章 生	尾鷲警察署生活安全刑事課 電話番号 0597-25-0110	尾鷲警察署管轄区域
堀 内 達 也		

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
200券	農業	72505201909 72505201911 72505201913 72505201914 72505201915	5	令和 7 年 4 月 7 日～ 令和 8 年 4 月 6 日	株式会社福田	令和 8 年 3 月 8 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
 亀山市
- 2 調査を行った期間  
 令和 5 年 9 月から令和 7 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
 亀山市北裏②地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
 亀山市大字関町木崎地内ほか
- 5 認証年月日  
 令和 8 年 3 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
 鳥羽市
- 2 調査を行った期間  
 令和 4 年 11 月から令和 7 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
 鳥羽市岩倉町岩倉 1 地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
 鳥羽市大字岩倉地内
- 5 認証年月日  
 令和 8 年 3 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称

川越町

- 2 調査を行った期間  
令和元年7月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称  
川越町亀崎③の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
川越町大字亀崎新田地内ほか
- 5 認証年月日  
令和8年3月19日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称  
川越町
- 2 調査を行った期間  
令和元年7月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称  
川越町亀尾③の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
川越町大字亀尾新田地内
- 5 認証年月日  
令和8年3月19日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称  
北牟婁郡紀北町
- 2 調査を行った期間  
平成25年6月から令和7年3月まで
- 3 成果の名称  
紀北町本地9地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
紀北町大字相賀地内
- 5 認証年月日  
令和8年3月19日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

雲出井土地改良区（津市高茶屋小森町字向山1732番地11）

就任理事

津市戸木町2372番地

便田和秀

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雲出井土地改良区（津市高茶屋小森町字向山1732-11）の定款の変更を認可しました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年2月27日に終了した旨、法務省津地方法務局長から通知がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
松阪市五十鈴町、同市白粉町、同市茶与町、同市長月町、同市愛宕町一丁目、同市愛宕町二丁目、同市大黒田町、同市垣鼻町、同市黒田町、同市新町、同市日野町、同市平生町、同市湊町及び同市南町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年3月31日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（距離標設置測量）
- 2 作業地域  
四日市市楠町北五味塚

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年3月13日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
鈴鹿市末広町、同市三日市町、同市末広北三丁目及び同市末広西

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年3月13日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業地域  
亀山市加太板屋

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年2月27日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
度会郡玉城町岩出及び同町中角

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が

令和8年2月27日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業地域  
度会郡玉城町中角、同町山岡、同町宮古及び同町岡出
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年3月16日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び深淺測量）
  - 2 作業地域  
北牟婁郡紀北町東長島
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画地区計画  
多度御衣野南部地区地区計画
  - 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画地区計画  
城南地区地区計画
  - 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画地区計画  
多度力尾地区地区計画
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画地区計画  
小山西地区地区計画
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画地区計画  
桑名ビジネスリサーチパーク地区地区計画
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類  
桑名都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の同居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 8 年 4 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 受付期間  
令和 8 年 4 月 3 日（金）から同月 30 日（木）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 8 年 6 月 3 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所  
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック

鈴鹿亀山不動産事業協同組合  
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数(優先戸数)
北勢 ブロック	桑名	川成(高齢者・単身可)	1
		川成(一般・単身可)	1
	四日市	高見ヒルズ(一般・単身可)	2(1)
		あこず(高齢者・単身可)	1
		あこず(一般・単身可)	2(1)
		笹川(高齢者・単身可)	2
		笹川(一般・単身可)	2(1)
		笹川第二(高齢者・単身可)	1
		笹川第二(一般・単身可)	1
		河原田(一般・単身可)	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷(一般・単身可)	3(1)
		桜島(身障者)	1
		桜島(高齢者・単身可)	1
		桜島(一般・単身可)	2(1)
中勢伊賀 ブロック	津	千里(高齢者・単身可)	2
		白塚(高齢者・単身可)	3
		一身田(子育て向)	1
		一身田(高齢者・単身可)	1
		パールハイツ西丸之内(一般)	1
		船頭町(一般・単身可)	3(1)
	伊賀	服部(一般・単身可)	1
		カーサ上野(一般)	1
		カーサ上野(一般・単身可)	2(1)
南勢 ブロック	松阪	五反田(一般・単身可)	1
		粥田(高齢者・単身可)	1
		和屋(身障者)	1
		和屋(一般・単身可)	1
		上川第二(高齢者・単身可)	1
		エスペラント末広(一般)	1
	伊勢	旭(一般・単身可)	1
		城田(一般・単身可)	1
		西豊浜(一般・単身可)	1
		五十鈴川(身障者)	1
		五十鈴川(一般・単身可)	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江(高齢者・単身可)	1
		泉(高齢者・単身可)	1
	御浜	オレンジハイツ御浜(一般)	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者
- (2) 同居者がいる場合は、親族(婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。)であること。
- (3) 三重県営住宅条例(平成9年三重県条例第52号)第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は

遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

(5) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。

(6) 地方税を滞納していないこと。

(7) 緊急連絡人を確保すること。

(8) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

#### 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、伊勢市駅前C地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

理事長の氏名及び住所

氏名 角前 俊介

住所 伊勢市一志町6番31号

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年4月3日

三重県知事 一見勝之

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和8年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託                    |
| 2 | 担当部局    | 三重県津市広明町13番地<br>三重県県土整備部技術管理課                    |
| 3 | 落札者決定日  | 令和8年3月5日   |
| 4 | 落札者     | 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号<br>一般財団法人建設物価調査会中部支部 支部長 橋詰 泰行 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 69,500,000円<br>契約金額 76,450,000円             |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |

## 7 入札公告日 令和8年1月16日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年4月3日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称   | 三重県学校情報ネットワーク保守業務委託  |
| 2 | 担 当 部 局   | 三重県津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局教育総務課                             |
| 3 | 落札者決定日    | 令和8年3月9日   |
| 4 | 落 札 者     | 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル<br>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社中日本営業第3部 部長 河辺 圭輔 |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 56,000,000円<br>契約金額 61,600,000円                         |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札   |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和8年1月23日  |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年4月3日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県学校情報ネットワークUTMライセンス更新調達                  |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局教育総務課           |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和8年3月6日                                   |
| 4 | 落 札 者       | 三重県津市桜橋2丁目149番地<br>NTT西日本株式会社三重支店 支店長 齊藤 朗 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 65,360,000円<br>契約金額 71,896,000円       |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札                                     |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和8年1月23日                                  |

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---